

各大学院御中

令和 6 年 3 月 11 日

外務省外交史料館

「外交史料編さん等」に従事する外務省職員の募集について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度外務省では外務省外交史料館において『日本外交文書』の編纂業務等に従事する外務省職員の募集を行うことといたしました。

つきましては、本件募集要項をお送りいたしますので、掲示等により貴大学院の学生の皆様にご案内いただければ幸いです。

なお、本件募集要項は外務省ホームページの「採用情報」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/pagew_000001_00381.html)にも掲載されております。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

外務省外交史料館（担当 富塚、熱田）

〒106-0041 東京都港区麻布台 1-5-3

Tel. 03(3585)4511

「外交史料編さん等」に従事する外務省職員の募集

外務省では、選考による「外交史料編さん等」に従事する職員（令和6年6月5日採用予定）の募集を行います。

選考採用は、人事院の実施する国家公務員採用試験や外務省の実施する外務専門職員採用試験では適任者が得られない特別な知識や能力を必要とする職務について、優秀な人材を採用するため行うものです。

1. 募集職種

「外交史料編さん等」に従事する職員

2. 職務内容

外務省編『日本外交文書』の編纂・刊行に携わると共に、外務省の歴史的文書の移管受入・保存・利用、並びにこれに関連する調査など外交史料館の業務に関する中核的役割を担う。

3. 採用予定数

1名

4. 応募資格

- (1) 大学院修士課程修了（見込みを含む）以上の学歴を有する者。
- (2) 専門は日本外交史、日本近現代史（政治・外交・経済などの分野）及び国際政治・経済等の分野で学識を有し、わが国外交文書など近現代史料を活用した研究実績のある者。
- (3) 手書き文書を含めた歴史資料に関する一定の読解力を有する者。
- (4) 英語等の外国語を用いた外交史料館の業務処理に意欲を有する者。
- (5) 外交史料編纂の特質（共同作業）に適した資質を有する者。
- (6) 日本国籍を有し、外国籍を有しない者。

5. 申込期限及び申込書類（下記6.）の郵送先

- (1) 締切：令和6年4月12日（金）まで（当日消印有効）
- (2) 郵送先：〒106-0041

東京都港区麻布台1丁目-5番-3号

外務省外交史料館

注）郵送の際、封筒の表に「史料編纂：選考採用」と朱書きし、必ず書留にすること。

6. 申込書類

(1) 履歴書（書式は問いませんが、必ず写真貼付のこと。TOEFL(iBT)、IELTS、TOEIC、英検その他の語学検定試験を受けている場合は、受験年月日及び結果・点数を記入のこと。）

(2) 修士課程修了証明書又は修了見込証明書

(3) 研究業績一覧（論文、学会発表など。）

また、代表的研究論文等あれば併せ提出して下さい（写も可）。

(4) 戸籍謄本

（注）提出いただいた書類は返却しません。

7. 選考方法

(1) 第一次選考は書類審査で行います。

書類審査の結果は、令和6年4月22日頃までに本人宛に通知します。

(2) 第二次選考は作文試験、史料読解力に関する試験、及び面接による人物試験により行います。

(7) 第二次選考の日時・場所は第一次選考を合格した応募者に通知します。

(4) 第二次選考の結果は、令和6年5月15日（水）頃までに本人宛に通知します。

8. 待遇

一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づき決定されます。

9. 備考

(1) 次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。

(7) 日本国籍を有しない者又は外国の国籍を有する者

(4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

(9) 一般職の国家公務員として懲戒免職を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(I) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(6) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く）。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。

(3) 国家公務員に採用されるにあたり、採用内定者には健康診断を受診（自費負担により任意の医療機関で実施）していただきます（受診結果により内定が取り消される場合があります）。

問合せ先：〒106-0041 東京都港区麻布台1丁目-5番-3号

外務省外交史料館（担当：冨塚・熱田）

電話：03-5501-8000（内線 9416・9431）

令和 6 年 2 月

博物館実習
ご担当者様

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館
公益財団法人ミモカ美術振興財団
代表理事 森 茂
(印 章 省 略)

博物館実習の受け入れについてのご案内

寒冷の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館では、博物館法施行規則第 1 条の規定に基づき、学芸員の資格取得を目指す方を対象に、博物館実習の受け入れを行っています。

つきましては大変お手数ですが、実習を希望される方へのご通知のほど、何卒よろしくお願いいたします。

記

実習場所 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館

実習期間 令和 6 年 8 月～9 月の間の連続した 5 日間

※正式な日程は 6 月中旬、通知します。その際資料等を送付します。

実習費 4,000 円（資料代、コピー代、郵送費など。実習当日に徴収します）

受付期間 令和 6 年 4 月 1 日～5 月 31 日（必着）

詳 細 別紙資料をご参照ください。

以上

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館／公益財団法人ミモカ美術振興財団

763-0022 香川県丸亀市浜町 80-1

電話：0877-24-7755／FAX：0877-24-7766

Mail. school@mimoca.jp

教育普及担当

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館

令和6年度 博物館実習受け入れについて

[対象]

- ・博物館学芸員資格取得のための科目単位を履修中の方
- ・実習の全期間に出席可能な方
- ・美術もしくは美術館に関する研究を現在行っているか、今後行う予定がある方
- ・美術館の教育普及活動に関心のある方

[定員] 6人程度

[実習場所] 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館

[実習内容]

美術館学芸員の専門業務や美術館運営についての講義、作品の取り扱いや調査に関する実習を行う。なお、事前に資料（猪熊弦一郎展図録・猪熊弦一郎に関する書籍・パンフレット等）を送付し、猪熊弦一郎や当館の所蔵作品、活動について各自事前学習の期間を設ける。

[実習期間]

令和6年8月～9月の間で連続した5日間

正式な日程は6月中旬に本人に通知します。その際、事前学習用資料を送付します。

[実習費] 4,000円（資料代、コピー代、郵送費など。実習初日に徴収します）

※交通費・保険・その他必要経費はすべて本人または所属大学の負担でお願いします。

[申込方法] 希望者本人が書類を郵送で提出

[提出書類]

- 1 博物館実習申込書（別紙）
- 2 履歴書（市販のもので可。写真貼り付けのこと）
- 3 レポート
 - ① 現在行っている、あるいは今後行う予定の美術や美術館に関する研究テーマについて
 - ② 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館で実習を希望する理由上の①②についてA4版、2枚。（字数自由）

[受付期間] 令和6年4月1日～5月31日（必着）

[選考方法] 提出書類をもとに選考

[通知]

令和6年6月15日までに受け入れの可否を本人に通知します。受け入れ確定者は、通知の後、令和6年6月30日までに、大学長名で公益財団法人ミモカ美術振興財団事務局長宛に博物館実習申請書（各大学の様式で可）を提出してください。

書類の送付先及び問い合わせ先

763-0022 香川県丸亀市浜町80-1 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館 博物館実習担当

Tel. 0877-24-7755 Fax. 0877-24-7766

注意事項

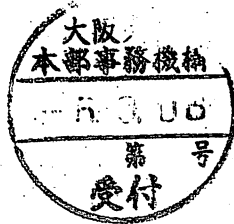
申込後、取り消しなどが生じた場合には、すみやかに博物館実習担当までお知らせください。
大学からの一括依頼は受け付けません。実習謝礼等は受領できません。

丸亀市猪熊弦一郎現代美術館
公益財団法人ミモカ美術振興財団
代表理事 森 茂 殿

博物館実習申込書

記入日 年 月 日

ふりがな 氏名		
生年月日	西暦 年 月 日 (満 才)	
ふりがな 現住所	〒	電話 FAX 携帯電話
ふりがな 実習期間中 の連絡先	〒	電話 FAX 携帯電話
在籍中の学校名ま たは最終出身校	学校名／学部／学科／専攻／学年(応募時)	電話 FAX
受け入れの可否等 の書類・資料等の 送付先	〒	電話 FAX



令和 6 年 3 月 6 日

大阪大学
事務局 御中

兵庫陶芸美術館
館長 三木 哲夫

令和 6 年度 兵庫陶芸美術館 博物館実習のお知らせ

兵庫陶芸美術館では、令和 6 年度より学芸員資格を取得する希望者を対象に、博物館実習を実施します。

詳細につきましては、同封しています「令和 6 年度 博物館実習の受講希望について（照会）」【別紙 1】および「令和 6 年度 兵庫陶芸美術館 博物館実習 募集要項」をご確認くださいよう、お願いします。

また、当館ホームページでは、所定の様式を公開していますので、あわせてご参照のうえ、お申込みください。なお、受講を希望しない場合の回答は不要ですが、今後とも当館の活動にご協力をお願いします。

令和6年度 兵庫陶芸美術館 博物館実習 募集要項

1. 実施期間 令和6年8月8日(木)～8月12日(月・振休)
2. 実施場所 兵庫陶芸美術館
3. 受講人数 約10名
4. 指導担当者 兵庫陶芸美術館 学芸課員他
5. 募集対象者について (1) 大学(大学院を含む)において、博物館法施行規則第1条の規定に基づく科目の単位を履修済み、もしくは履修中のもの。
(2) 当館が定める実習の全期間において実習可能なもの。
(3) 受講資格についての所属学科は、人文系学科を優先します。
6. 実習費用について 無料
但し、実習用教材や道具について、実習生が負担する場合があります。
7. 評価について (1) 実習の段階別の評価および可否判定は行いません。
(2) 各大学の実習評価表、修了証明書等の書類の作成は行いません。
(3) 受講後は、当館様式の受講状況を各大学に通知します。
8. 提出物について (1) 受講希望回答書(別紙A)
(2) 受講希望用紙(別紙B)
(3) 返信用封筒(返信に要する切手を貼付すること)
その他、各大学指定の様式類があれば、あわせて送付すること。
9. 募集受付期間 令和6年4月2日(火)～5月10日(金) 必着
10. 提出先 兵庫陶芸美術館 学芸課
〒669-2135 兵庫県丹波篠山市今田町上立杭4
11. 留意事項について (1) 学生個人からの申し込みは、受け付けません。大学(学部)を通じてお願いします。
(2) 大学(学部)で希望者を集約し、提出物をまとめて提出すること。

- (3) 大学（学部）からの募集人員は、原則2名とします。
- (4) 受講に際し、実習生もしくは大学で保険に加入すること。
- (5) 希望者多数の場合は、兵庫県内の大学または県内出身者を優先します。

12. 注意事項について

- (1) 新型コロナウイルス等の感染症発生および拡大によっては、実習を中止する場合や実習期間を縮小する場合があります。
- (2) 新型コロナウイルス等の影響で、下記のような状況になった場合は、実習期間の途中であっても実習を中止します。
 - ① 実習期間中に実習生の感染が判明した場合
 - ② 近隣地域において、感染症拡大等により、当館が中止すべきと判断した場合

13. その他

- (1) 受講の受け入れの可否については、6月上旬頃にお知らせします。
- (2) 実習内容によっては、開始時間に公共交通機関で来館できない場合があります。

14. 連絡先

兵庫陶芸美術館 学芸課 仁尾（ニオ）

TEL 079-597-3965（学芸課直通） FAX 079-597-3967

【別紙 1】

(公 印 省 略)
兵 陶 第 1125 号
令和 6 年 3 月 6 日

大阪大学
事務局 御中

兵庫陶芸美術館
館長 三木 哲夫

令和 6 年度 博物館実習の受講希望について (照会)

平素より、当館の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記のことにつきまして、当館では下記のとおり予定しております。
つきましては、令和 6 年 5 月 10 日 (金) までに、当館所定の様式【別紙 A】、【別紙 B】
でご回答ください。

記

1. 実習受け入れの時期

令和 6 年 8 月 8 日 (木) ～ 8 月 12 日 (月・振休) 5 日間

2. 実習の内容

兵庫陶芸美術館の施設、陶芸作品を利用した実習等

3. 実習費

無料

4. その他

受け入れの可否につきましては、後日 (6 月上旬頃) 連絡いたします。

なお、当館での実習を希望されない場合の回答は不要です。

(担当) 兵庫陶芸美術館 学芸課

学芸課長 仁尾 一人

〒669-2135 兵庫県丹波篠山市今田町上立杭 4

TEL 079-597-3965 (学芸課直通)

FAX 079-597-3967